

堺市公報 第320号	令和6年7月12日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の休止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の再開について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定

について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 9

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止
について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 9

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止
について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 11

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の再開
について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 12

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称
変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 13

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在
地変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 13

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定
について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 15

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止
について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 16

○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について

【子ども青少年局子育て支援部幼保政策課】…………… 17

<公告>

○マンションの建替え等の円滑化に関する法律第11条第1項の規定に基づく事業計
画の縦覧について

【建築都市局住宅部住宅施策推進課】…………… 18

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 19

＜監査委員公表＞

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】…………… 19

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】…………… 23

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】…………… 37

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】…………… 43

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】…………… 46

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】…………… 49

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】…………… 60

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】…………… 64

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】…………… 73

告 示

堺市告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年7月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
まや内科クリニック	堺市南区鴨谷台1-51-9	令和6年6月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
渡辺歯科医院	堺市堺区少林寺町東1-2-6	令和6年5月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
ラビット高砂薬局	堺市堺区高砂町2-36-1	令和6年5月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
てげてげ訪問看護ステーション	堺市北区百舌鳥本町1-41-4	令和6年5月20日
I K O I 訪問看護ステーション堺	堺市西区草部827-1	令和6年6月1日
訪問看護ステーションひまわり	堺市西区鳳南町5-571-11	令和6年6月1日
おりーぶ訪問看護ステーション堺	堺市中区八田南之町455-11	令和6年5月1日
訪問看護ステーションひまり	堺市美原区北余部40-50	令和6年4月5日

堺市告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年7月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
耳鼻咽喉科	堺市中区深井沢町3142 霜野ビル1F	令和6年3月31日
酢谷医院	堺市堺区南旅籠町西1-1-1	令和6年3月31日
三木眼科医院	堺市西区鳳中町3-62-30 鳳ツインビルA棟1階	令和3年7月31日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
たかはし歯科	堺市堺区七道西町12-11 フローラ堺1-109	令和4年5月31日
コヤマ歯科クリニック	堺市堺区中田出井町3-3-4	令和4年12月31日
門田歯科医院	堺市東区北野田454-9	令和6年4月19日
渡辺歯科医院	堺市堺区少林寺町東1-2-6	令和6年4月30日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
キリン薬局	堺市堺区高砂町2-36-1	令和6年4月30日
はつしば薬局	堺市東区日置荘西町2-4-27	令和4年9月30日

4 訪問看護

名称	所在地	廃止年月日
ベール訪問看護ステーション	堺市堺区竜神橋町1-6-2 403	令和5年8月31日
心訪問看護ステーション	堺市東区北野田617-9 OLVビル1F	令和6年4月30日
アイリー訪問看護ステーション	堺市東区日置荘西町1-48-15	令和5年9月1日

堺市告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年7月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	休止年月日
医療法人純輝会 松村内科クリニック	堺市東区日置荘西町2-4-21	令和6年1月26日

堺市告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の再開について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年7月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	再開年月日
医療法人純輝会 松村内科クリニック	堺市東区日置荘西町2-4-21	令和6年3月1日

~~~~~

堺市告示第282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年7月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 訪問看護

| 変更前の名称 | 変更後の名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|--------|--------|-----|-------|
|--------|--------|-----|-------|

|                     |                      |                     |          |
|---------------------|----------------------|---------------------|----------|
| おりーぶ訪問看護<br>ステーション堺 | 深井のどまる訪問<br>看護ステーション | 堺市中区八田南之町455<br>ー11 | 令和6年6月6日 |
|---------------------|----------------------|---------------------|----------|

## 堺市告示第283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年7月12日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 歯科

| 名称     | 変更前の所在地                        | 変更後の所在地            | 変更年月日      |
|--------|--------------------------------|--------------------|------------|
| 大野歯科医院 | 堺市北区中長尾町3<br>ー4ー18 マルカビ<br>ル2F | 堺市北区中長尾町3<br>ー4ー18 | 平成18年11月1日 |

## 2 訪問看護

| 名称                  | 変更前の所在地                                | 変更後の所在地                                | 変更年月日    |
|---------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------|
| コットン訪問看護ス<br>テーション  | 堺市東区日置荘西町<br>7ー31ー8 サンハ<br>イムMORI 101号 | 堺市東区大美野158<br>ー3 大美野レジデ<br>ンス501号      | 令和6年4月1日 |
| 帝人訪問看護ステー<br>ションさかい | 堺市北区中百舌鳥町<br>4ー77 サニーコー<br>ト中百舌鳥403号   | 堺市北区百舌鳥梅町<br>1ー14ー19 フォー<br>レスト中百舌鳥401 | 令和6年4月1日 |

## 堺市告示第284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年7月12日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類        | 事業所名称  | 所在地            | 指定年月日    |
|--------------|--------|----------------|----------|
| 介護予防居宅療養管理指導 | 大野歯科医院 | 堺市北区中長尾町3-4-18 | 令和6年6月1日 |
| 居宅療養管理指導     | 大野歯科医院 | 堺市北区中長尾町3-4-18 | 令和6年6月1日 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 八千代薬局  | 堺市北区東雲東町1-2-25 | 令和6年6月1日 |

## 堺市告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年7月12日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類        | 事業所名称        | 所在地                       | 廃止年月日       |
|--------------|--------------|---------------------------|-------------|
| 居宅療養管理指導     | 酢谷医院         | 堺市堺区南旅籠町西1-1              | 令和6年3月31日   |
| 訪問リハビリテーション  | 酢谷医院         | 堺市堺区南旅籠町西1-1              | 令和6年3月31日   |
| 訪問看護         | 酢谷医院         | 堺市堺区南旅籠町西1-1              | 令和6年3月31日   |
| 居宅療養管理指導     | 耳鼻咽喉科        | 堺市中区深井沢町3142<br>霜野ビル1F    | 令和6年3月31日   |
| 訪問リハビリテーション  | 耳鼻咽喉科        | 堺市中区深井沢町3142<br>霜野ビル1F    | 令和6年3月31日   |
| 訪問看護         | 耳鼻咽喉科        | 堺市中区深井沢町3142<br>霜野ビル1F    | 令和6年3月31日   |
| 居宅療養管理指導     | 真下歯科診療所      | 堺市堺区菅原通1-10-2             | 令和6年4月30日   |
| 居宅療養管理指導     | 大野歯科医院       | 堺市北区中長尾町3-4-18<br>マルカビル2F | 平成18年10月31日 |
| 居宅療養管理指導     | 渡辺歯科医院       | 堺市堺区少林寺町東1-2-6            | 平成18年11月30日 |
| 居宅療養管理指導     | 池崎歯科         | 堺市東区大美野73-4               | 令和6年3月1日    |
| 居宅療養管理指導     | コヤマ歯科クリニック   | 堺市堺区中田出井町3-3-4            | 令和4年12月31日  |
| 居宅療養管理指導     | キリン薬局        | 堺市堺区高砂町2-36-1             | 令和6年4月30日   |
| 介護予防居宅療養管理指導 | キリン薬局        | 堺市堺区高砂町2-36-1             | 令和6年4月30日   |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 株式会社ナガイ本社営業所 | 堺市南区深阪南330-11             | 令和6年5月31日   |
| 特定福祉用具販売     | 株式会社ナガイ本社営業所 | 堺市南区深阪南330-11             | 令和6年5月31日   |

## 堺市告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年7月12日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類           | 事業所名称             | 所在地             | 休止年月日     |
|-----------------|-------------------|-----------------|-----------|
| 介護予防居宅療養管理指導    | 医療法人純輝会 松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町2-4-21 | 令和6年1月26日 |
| 居宅療養管理指導        | 医療法人純輝会 松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町2-4-21 | 令和6年1月26日 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 医療法人純輝会 松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町2-4-21 | 令和6年1月26日 |
| 通所リハビリテーション     | 医療法人純輝会 松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町2-4-21 | 令和6年1月26日 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 医療法人純輝会 松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町2-4-21 | 令和6年1月26日 |
| 訪問リハビリテーション     | 医療法人純輝会 松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町2-4-21 | 令和6年1月26日 |
| 介護予防訪問看護        | 医療法人純輝会 松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町2-4-21 | 令和6年1月26日 |
| 訪問看護            | 医療法人純輝会 松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町2-4-21 | 令和6年1月26日 |

## 堺市告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の再開について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年7月12日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類           | 事業所名称             | 所在地             | 再開年月日    |
|-----------------|-------------------|-----------------|----------|
| 介護予防通所リハビリテーション | 医療法人純輝会 松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町2-4-21 | 令和6年3月1日 |
| 通所リハビリテーション     | 医療法人純輝会 松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町2-4-21 | 令和6年3月1日 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 医療法人純輝会 松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町2-4-21 | 令和6年3月1日 |
| 訪問リハビリテーション     | 医療法人純輝会 松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町2-4-21 | 令和6年3月1日 |
| 介護予防訪問看護        | 医療法人純輝会 松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町2-4-21 | 令和6年3月1日 |
| 訪問看護            | 医療法人純輝会 松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町2-4-21 | 令和6年3月1日 |
| 介護予防居宅療養管理指導    | 医療法人純輝会 松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町2-4-21 | 令和6年3月1日 |
| 居宅療養管理指導        | 医療法人純輝会 松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町2-4-21 | 令和6年3月1日 |

## 堺市告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年7月12日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類    | 変更前の名称          | 変更後の名称           | 所在地             | 変更年月日    |
|----------|-----------------|------------------|-----------------|----------|
| 介護予防訪問看護 | おりーぶ訪問看護ステーション堺 | 深井のどまる訪問看護ステーション | 堺市中区八田南之町455-11 | 令和6年6月6日 |
| 訪問看護     | おりーぶ訪問看護ステーション堺 | 深井のどまる訪問看護ステーション | 堺市中区八田南之町455-11 | 令和6年6月6日 |

## 堺市告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年7月12日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類        | 名称              | 変更前の所在地                        | 変更後の所在地                        | 変更年月日     |
|--------------|-----------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------|
| 訪問看護         | コットン訪問看護ステーション  | 堺市東区日置荘西町7-31-8 サンハイムMORI 101号 | 堺市東区大美野158-3 大美野レジデンス501号      | 令和6年4月1日  |
| 介護予防訪問看護     | コットン訪問看護ステーション  | 堺市東区日置荘西町7-31-8 サンハイムMORI 101号 | 堺市東区大美野158-3 大美野レジデンス501号      | 令和6年4月1日  |
| 訪問看護         | 帝人訪問看護ステーションさかい | 堺市北区中百舌鳥町4-77 サニーコート中百舌鳥403号   | 堺市北区百舌鳥梅町1-14-19 フォーレスト中百舌鳥401 | 令和6年4月1日  |
| 介護予防訪問看護     | 帝人訪問看護ステーションさかい | 堺市北区中百舌鳥町4-77 サニーコート中百舌鳥403号   | 堺市北区百舌鳥梅町1-14-19 フォーレスト中百舌鳥401 | 令和6年4月1日  |
| 居宅介護支援       | 居宅介護支援センターたいよう  | 堺市堺区今池町1-4-11                  | 堺市堺区今池町1-1-56                  | 令和6年4月1日  |
| 介護予防訪問サービス   | 介護支援グループさんらい    | 堺市堺区宿院町東2-2-15 さんらいビル          | 堺市堺区大浜北町1-12-16                | 令和6年3月14日 |
| 訪問介護         | 介護支援グループさんらい    | 堺市堺区宿院町東2-2-15 さんらいビル          | 堺市堺区大浜北町1-12-16                | 令和6年3月14日 |
| 居宅介護支援       | 居宅介護支援事業所さんらい   | 堺市堺区宿院町東2-2-15 さんらいビル4階        | 堺市堺区大浜北町1-12-16                | 令和6年3月14日 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | ワノミ             | 堺市西区草部174-6                    | 堺市西区鳳中町4-93-2-105              | 令和6年5月1日  |
| 福祉用具貸与       | ワノミ             | 堺市西区草部174-6                    | 堺市西区鳳中町4-93-2-105              | 令和6年5月1日  |
| 介護予防福祉用具貸与   | ワノミ             | 堺市西区草部174-6                    | 堺市西区鳳中町4-93-2-105              | 令和6年5月1日  |

|              |                  |                           |                             |          |
|--------------|------------------|---------------------------|-----------------------------|----------|
| 特定福祉用具販売     | ワノミ              | 堺市西区草部174-6               | 堺市西区鳳中町4-93-2-105           | 令和6年5月1日 |
| 訪問介護         | KANADEヘルパーステーション | 堺市南区土佐屋台1337 サンライズ泉ヶ丘502号 | 堺市南区土佐屋台1559 マーベラス泉ヶ丘2 201号 | 令和6年4月1日 |
| 介護予防訪問サービス   | KANADEヘルパーステーション | 堺市南区土佐屋台1337 サンライズ泉ヶ丘502号 | 堺市南区土佐屋台1559 マーベラス泉ヶ丘2 201号 | 令和6年4月1日 |
| 福祉用具貸与       | 株式会社アスティ         | 堺市堺区三宝町4-234-3            | 堺市北区長曽根町3000-22             | 令和6年6月1日 |
| 介護予防福祉用具貸与   | 株式会社アスティ         | 堺市堺区三宝町4-234-3            | 堺市北区長曽根町3000-22             | 令和6年6月1日 |
| 特定福祉用具販売     | 株式会社アスティ         | 堺市堺区三宝町4-234-3            | 堺市北区長曽根町3000-22             | 令和6年6月1日 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 株式会社アスティ         | 堺市堺区三宝町4-234-3            | 堺市北区長曽根町3000-22             | 令和6年6月1日 |

堺市告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年7月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

| 施術者 | 施術所名 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----|------|-----|-------|
|-----|------|-----|-------|

|       |                         |                               |           |
|-------|-------------------------|-------------------------------|-----------|
| 澤谷 直子 | 澤谷 直子（出張専門）             | 堺市東区丈六360－13                  | 令和6年6月1日  |
| 鈴木 太郎 | 遊楽鍼灸院                   | 大阪狭山市大野台2－19－1                | 令和6年6月12日 |
| 蔭西 勝  | 株式会社孫の手倶楽部 大阪京橋マッサージ治療院 | 大阪市都島区中野町2－15－28 ミッドガルド倉本811号 | 令和6年6月1日  |
| 秋山 颯太 | ノトス訪問鍼灸マッサージ日根野院        | 泉佐野市日根野7140－105               | 令和6年6月10日 |

## 2 はり・きゅう

| 施術者    | 施術所名            | 所在地                   | 指定年月日     |
|--------|-----------------|-----------------------|-----------|
| 毛利 一郎  | 鍼灸院堺東こころ        | 堺市堺区三国ヶ丘御幸通2－2 御幸ビル2階 | 令和6年5月20日 |
| 鈴木 太郎  | 遊楽鍼灸院           | 大阪狭山市大野台2－19－1        | 令和6年6月12日 |
| 三宅 美保子 | からだ元気治療院～鍼灸～和泉店 | 和泉市阪本町443－1           | 令和6年5月20日 |
| 澤谷 直子  | 澤谷 直子（出張専門）     | 堺市東区丈六360－13          | 令和6年6月1日  |

## 堺市告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年7月12日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 はり・きゅう

| 施術者    | 施術所名  | 所在地         | 廃止年月日     |
|--------|-------|-------------|-----------|
| 木下 奈緒子 | とも鍼灸院 | 堺市堺区楠町2-2-9 | 令和6年4月30日 |

## 堺市告示第292号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った特定子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月12日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 一時預かり事業（在園児以外を対象）

| 名称                  | 所在地            | 設置者         | 確認年月日    |
|---------------------|----------------|-------------|----------|
| 幼保連携型認定こども園 せんこう幼稚園 | 堺市中区東山738      | 学校法人泉光学園    | 令和6年4月1日 |
| 木下の保育園西湊町           | 堺市堺区西湊町6丁2-8   | 株式会社木下の保育   | 令和6年6月1日 |
| きらら保育園七道            | 堺市堺区柳之町西1丁1-30 | 株式会社WILLONE | 令和6年7月1日 |

## 2 認可外保育施設

| 名称 | 所在地 | 設置者 | 確認年月日 |
|----|-----|-----|-------|
|----|-----|-----|-------|

|                 |      |        |              |
|-----------------|------|--------|--------------|
| キッズライン<br>廣畑ひかる | 堺市東区 | 廣畑 ひかる | 令和6年4月<br>1日 |
|-----------------|------|--------|--------------|

## 公 告

### 堺市公告第457号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第11条第1項の規定により事業計画を公衆の縦覧に供するので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）第1条の規定により、次のとおり公告する。

なお、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第11条第2項の規定により、施行マンションとなるべきマンション又はその敷地について権利を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、堺市長に意見書を提出することができる。

令和6年7月12日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 施行マンションの名称  
新金岡C住宅団地
- 2 事業の名称  
新金岡C住宅団地マンション建替事業
- 3 施行者の名称  
新金岡C住宅団地マンション建替組合
- 4 施行マンションの敷地の所在地  
堺市北区新金岡町三丁1番7及び1番10
- 5 縦覧場所  
建築都市局住宅部住宅施策推進課及び北区役所市政情報コーナー
- 6 縦覧期間  
令和6年7月12日（金）から同月26日（金）まで  
ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

7 縦覧時間

- (1) 建築都市局住宅部住宅施策推進課  
午前9時00分から午後5時30分まで
- (2) 北区役所市政情報コーナー  
午前9時00分から午後5時15分まで

~~~~~

堺市公告第458号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月12日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区菱木一丁2289番3及び2289番20から2289番39まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区甲斐町西一丁1番31号
株式会社サンユー都市開発
代表取締役 松永 泰成

監査委員公表

堺市監査委員公表第23号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原	繭	子
同	澤	由	美

行 経 第 224 号
令和6年5月28日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和6年3月26日付け監査委員報告第24号 工事監査

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	定 期 監 査（工事監査）		
監 査 実 施 期 間	令和5年12月21日～令和6年3月26日		
措置を講じた部局等	環境局		
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課	
8 東工場第二工場空気圧縮機ほか改修工事 本工事では、更新する空気圧縮機と冷却水配管の接続について、現場でねじ山を切削して配管を接続する、ねじ接合としているが、配管を接続したのちに露出したねじ部の鉄面に、さび止め塗装が行われていなかった。	本工事におけるねじ接合の施工箇所を全て確認したところ、4か所でさび止め塗装が行われていないことを確認しました。これらについて直ちにさび止め塗装を行い、令和6年3月5日に完了しました。 本施工不良に至った原因は、施工業者がさび止め塗装を施工したものと誤認したこと、また、本市監督員による確認が遺漏したことによるものです。 今後は、施工業者に対し、公共建築工事標準仕様書（国土交通省）に基づいた確実な施工を指導し、本市監督員においては工事監理及び施工管理上のチェックポイントをまとめた「機械設備工事施工チェックシート」（一般社団法人公共建築協会）に沿った確認漏れのない工事監理を行います。このことは、令和6年3月13日に所属長から課員に口頭で周知しました。	環境事業部 クリーンセンター東工場	

堺市監査委員公表第24号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原	繭	子
同	澤	由	美

行 経 第 308 号

令和6年6月24日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和6年3月26日付け監査委員報告第25号	総務局
令和6年3月26日付け監査委員報告第26号	子ども青少年局
令和6年3月26日付け監査委員報告第27号	西区役所
令和6年3月26日付け監査委員報告第30号	堺市立鴨谷体育館、堺市鴨谷野球場、堺市荒山テニスコート
令和6年3月26日付け監査委員報告第31号	原池公園、堺市原池公園体育館、堺市原池公園スケートボードパーク、堺市原池公園野球場、堺市陶器スポーツ広場

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	定期監査及び行政監査		
監 査 実 施 期 間	令和5年11月1日 ～ 令和6年3月26日		
措置を講じた部局等	総務局		
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課	
3(1) 公有財産（土地・建物）の管理について 公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 使用料等の徴収 堺市行政財産の目的外使用に関する条例では、行政財産の目的外使用許可を受けた者は、市が指定する期日（以下「納期限」という。）までに使用料を納付しなければならないとされている。また、堺市債権の管理に関する条例施行規則では、納期限までに納付がない場合、市は納期限経過後30日以内に原則として書面により期限を指定して督促しなければならないとされている。 しかし、本庁舎に通信設備を設置するために行っている行政財産の目的外使用許可において、納期限である令和5年3月31日までに使用料が納付されていなかったにもかかわらず、同年6月22日まで書面による督促を行っていなか	3月中に使用者から納期限延長に係る相談があり、また4月上旬に遅延理由書の提出があったため、やむを得ないものとして口頭により納期限の延長を認め、書面での督促は行っていませんでした。 その間、使用者に対しては、口頭で督促を実施していましたが、延長後の納期限までに納付の確認ができなかったため、書面で督促状を送付しました。 また、使用料納付の督促を行った場合は、納期限の翌日から完納の日までの延滞金の徴収手続きが必要であったところ、手続きの必要性は認識していましたが失念してしま	行政部 総務課	

った。 さらに、堺市行政財産の目的外使用に関する条例では、使用料の納付についての督促を行った場合は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ延滞金を徴収するものとされているが、これを徴収していなかった。	い、実施できていませんでした。 延滞金については、御指摘を受け、徴収手続きを行い、令和6年1月23日に納付が完了したことを確認しました。 今後は、納付期限の延長や督促等の債権管理に係る手続きについては、処理経過を記録として残すことができるように、書面での意思決定及び手続きを行うよう徹底します。また、担当係長、担当者の両名が随時納入状況等を確認できるよう新たに作成した「使用料に係る整理一覧表」を使用し、歳入事務の管理を徹底します。また、納期限内に納付の確認ができない場合は、速やかに書面による督促を行い、使用料納付の督促を行った場合は、延滞金の徴収手続きを速やかに行います。	
イ 貸付料等の請求 貸付料等の請求について、以下のものがあった。 (7) 本庁舎において、飲料自動販売機設置のための公有財産賃貸借契約を令和5年4月1日に締結している。本来、契約締結後に貸付料の請求を行うべきところ、契約締結前である同年3月31日を納期限とする納入通知書を相手方に送付していた。	財産活用課が示す契約スケジュールでは、契約締結後に納入通知書を発行することになっています。今回、公募要領において貸付料の納入期限を令和5年3月31日と定めていましたが、契約締結手続きに時間を要しました。そのため、相手方の会計処理に係る都合を考慮し、契約締結事務と収	行政部 総務課

(イ) 本庁舎において、飲料自動販売機設置のための公有財産賃貸借契約を締結している。契約書では、賃借人は、貸付料を市が発行する納入通知書により、市が指定する期限までに納入しなければならないとされているが、納入通知書に納期限の記載がなかった。 また、堺市財産規則では、原則、貸付開始日までに貸付料を納付させることとされているにもかかわらず、貸付開始以降の日に納付されていた。このことについて、納期限を貸付開始以降の日とする旨を口頭で相手方に伝えたとのことだが、その旨の意思決定を書面で行っていないかった。	入金調定事務を同時並行で進めていたこともあり、契約締結前に納入通知書を送付してしまいました。 今後は、財産活用課が公表している自動販売機公募スケジュールに基づき、契約締結後に納入通知書の発行・送付を行います。また、納入期限内に貸付料を納入されるよう、時間的余裕をもって事務を進めます。 納入通知書を送付する際には、納期限の記載が必要など、記載の有無の確認ができておらず、未記載のまま賃借人へ送付してしまいました。なお、納期限については、賃借人と協議の上、令和5年5月8日と定め、賃借人には口頭で伝えていましたが、書面による意思決定を失念していました。 今後は、納付期限の延長や督促等の債権管理に係る手続きについては、処理経過を記録として残すことができるように、書面での意思決定及び手続きを行うよう徹底します。また、納入通知書を送付する際には、主担当者、副担当者の2名で記載事項に漏れ等がないか確認を行った上で送付します。また、賃借人と協議を行った場合は、その内容が確認できる書類を作成し、納期限の延長を行う場合は、理由	行政部 総務課
---	---	--------------------

(ウ) 本庁舎において、広告掲載用ディスプレイを設置するための行政財産の目的外使用許可を行っており、市は当該許可を受けた者(以下「設置者」という。)との間で堺市役所本庁舎屋内広告掲載業務に関する覚書を締結している。 覚書では、設置者は、設置場所が有する広告効果の対価として、広告掲載料を市が発行する納入通知書により業務を開始する日までに全額納付することとされており、納期限内に納付されない場合は遅延利息が発生するとされている。市では、当初、納期限を業務開始前の日に設定し納入通知を行っていたにもかかわらず、納期限内に納付されていなかった。このことについて、納期限を業務開始以降の日に延長する旨を口頭で相手方に伝えたとのことだが、その旨の意思決定を書面で行っていなかった。 [行政財産の目的外使用許可について(意見)]	を付した上で書面により意思決定を行います。 堺市役所本庁舎屋内広告掲載業務では、覚書締結に係る手続きにおいて、提出書類の差替え等に時間を要したことにより、覚書締結や納入通知書の発行に遅れが生じてしまいました。このため、設置者と協議を行い、覚書に規定している納期限の延長について合意しましたが、書面による意思決定を失念していました。 今後は、納付期限の延長等の債権管理に係る手続きについては、処理経過を記録として残すことができるように、書面での意思決定及び手続きを行うよう徹底し、期限内に納付が完了できるよう、時間的余裕をもったスケジュールで事務を進めます。また、設置者と協議を行った場合は、その内容が確認できる書類を作成し、納期限の延長を行う場合は、理由を付した上で書面により意思決定を行います。	行政部 総務課
本庁舎において、1つの事務室を2者に対して行政財産の目的外使用許可を行っているものがある。それぞれの申請では、各々の使用面積が記載されているものの、使用面積の算出根拠が示されないまま、申請のあった面積で許	2者が1つの部屋を共同で使用するにあたり、室内のほとんどを共用するため、求積図に拠らず業務量に応じた按分方法を用いて使用面積を算定する行政財産目的外使用許可の申請があり、2者の申請す	行政部 総務課

可を行っていた。なお、この2者のうち、1者は目的外使用料が全額免除されているため、両者の面積比率により事務室全体の使用料が増減することとなる。 目的外使用許可を行うに当たっては、財産管理上、使用目的・面積と使用許可の内容との間に齟齬がないかの確認が求められるものであるため、許可した内容を明確にできるよう適切に審査された。	る面積の合計と部屋の面積が一致していることから、適切であると判断し許可を行いました。 御指摘を受けて、同使用許可の制度を所管している財産活用課に改めて確認したところ、「許可面積は、財産規則別表に定めるもの（電柱等）を除いて水平投影面積で計算する運用としているため、出入口等、複数が共用しているため相手方が占有しているとはいえない部分を除き、使用範囲を明確にしてその寸法まで求積図に明記できる状態が望ましい。」との見解が示されました。 財産活用課の見解を踏まえ、2者が1つの部屋を共同で使用する場合の行政財産目的外使用許可にあたっては、2者には、外部から見ても使用範囲が明確になるよう、床にテープで両者の境界線を表示した上で申請するよう求め、使用面積を水平投影面積で算定し、求積図に明記できる状態となるよう見直しを行いました。 なお、2者が使用範囲を定めるにあたり、それぞれ占有する執務スペースと出入口を繋ぐ共用の通路については2者連名で使用する事となり、うち1者の目的外使用料を全額免除していることから、堺市行政財産の目的外使用に関
---	--

3 (2) 役務費（手数料）について 役務費（手数料）に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 契約金額の決定 令和5年度堺市職員の子宮がん検診に関する業務において、契約単価を決定するための一般競争入札を実施している。入札説明書には「落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した額をもって落札金額とする」と記載されているが、1円未満の端数処理についての定めはなかった。 入札で契約金額を決定する場合、1円未満の端数処理について特段の定めがないときは、端数処理を行わずに落札金額を契約金額としなければならないが、1円未満の端数を切り捨てた金額を契約単価としていた。	する条例第4条第1項第3号により、共用部分に接するそれぞれ占用する執務スペースの面積を用いて減免率の算定を行いました。 本件は、端数処理は行わずに契約締結する予定で公募しましたが、落札業者から1円未満を切り捨てた見積書の提示があり、市に有利な内容であったことから誤って切り捨てた金額で契約締結したものです。今後は、調達課庁内ホームページのQ&Aにあるとおり、端数処理は行わず、入札金額に消費税等相当額を加算したものをそのまま契約金額とします。 なお、令和5年度の契約相手方には、端数処理を行わずに契約締結するのが適切であったことを伝えましたが、支払額については当初の契約内容のとおり、端数を切り捨てた契約単価（5,700円）に受検者数を乗じた額で差し支えないとの回答を文書で得ました。	人事部 労務課
--	---	--------------------

3 (3) 委託料について 委託料に係る事務について、以下のとおり意見を付す。 〔部分完了金の支払いについて（意見）〕 次期職員情報システム開発業務において、履行期間を約2年1か月間とした複数年契約を令和5年2月28日に締結し、支払方法を令和4年度、令和5年度、令和6年度の各年度部分完了払（計3回）としている。 本契約は業務完了の対価として契約代金を支払う請負契約であり、部分完了払のように業務完了前に契約代金の一部を対価として支払う場合は、成果の可分給付を受けることにより、本市が対価相当分の利益を得ている必要がある。 一方、業務完了の対価としてではなく、業務の準備行為等に対して支払う場合は、地方自治法施行令第163条の規定に基づく前金払となり、万一契約解除等により開発業務が頓挫したとしても支払済の前払金の返還請求は可能である。 しかし、本契約における部分完了払は、通常の完了払と同様に完了検査を経て、契約代金の一部を支払う方法であるため、契約解除等の状況になった場合、支払済の部分完了金の返還請求は原則できないものと考えられる。 このように、部分完了払には一定のリスクが内在しているため、	次期職員情報システム開発業務における令和4～6年度の支払額の比率については、入札実施に先立って実施した情報提供依頼（RFI）に回答し、入札参加を検討していた各事業者の見積により算定したものです。各事業者の提案において業務初年度に提供されるシステムパッケージに係る価格の全体の金額に占める比率が大きく異なっていたことから、各事業者の業務実施が確実に可能となるよう、支払額の比率を設定したものです。 一方で、落札事業者の契約締結時の見積書においては、パッケージ料金の契約金額全体に占める比率が低かったため、プロジェクト実施体制の構築、令和5年度以降の業務実施に向けての具体的な準備の完了を含めても、御指摘のとおりの、部分完了払において業務完了前に契約代金の一部を対価として支払う場合の、令和4年度中に本市が得るべき対価相当分の具体的利益とは均衡しない支払額となっていたものです。 本業務のように、落札事業	行政部 総務サービス課
---	---	------------------------

適切かつ慎重な検査が求められるにもかかわらず、令和4年度の支払いに際し、本市が利益を得ているとは言い難い業務の準備行為を成果に含めて完了検査を行い、約1か月間の履行に対し、契約金額7億2,600万円の33%に当たる2億3,958万円を部分完了金として支払っていた。 業務の準備行為等に対して支払うのであれば、契約上、前金払である旨を明確にした上で支払うべきであり、また、本件のように契約時に部分完了金額を確定させて支払う場合は、部分完了金が業務完了の対価であることを念頭に置き適正な金額を設定されたい。	者によって年度における支払い比率に大きく差が出る業務については、最終年度以外の年度の支払比率に上限を設ける等、各年度における支払額を適正化する方策を検討します。 なお、本業務の進捗において、令和4年度分については令和6年2月時点で支払済額に相当する業務は完了しており、令和5年度に基本設計工程の完了、プログラムの開発、令和6年度は各種テスト工程・データ移行等を当初計画とし、令和5年度は計画どおり完了したため、令和5年度末においては契約書記載のとおり金額の支払いを行いました。	
3(4) 使用料及び賃借料について 使用料及び賃借料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 長期継続契約の事務手続 市では、総務サービス課執務室及び総務事務センター事務室として使用するために、平成21年度に締結した賃貸借契約により建物のフロアを借り上げている。 当契約は、契約期間満了の6か月前までに賃貸借人双方の申出がない場合は引き続き1年間同一条件で契約が更新される自動更新条項	当初契約時には、契約相手方とは、地方自治法第234条の3に規定される長期継続契約を締結する旨の合意はできていたものの、契約書が長期継続契約の要件を満たしていないことを認識していませんでした。 御指摘を受け、契約相手方	行政部 総務サービス課

を付記した長期継続契約であるとのことだが、契約締結の決裁文書において長期継続契約とする旨の意思決定がされておらず、さらに、予算の減額又は削除があった場合に契約の変更や解除ができる旨を規定した条件付解除条項が契約書に記載されていなかった。 3 (5) 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 受託業務の現金出納事務 市は、本庁舎に設置した公衆電話の通話料金の回収業務を電気通信事業者から受託しており、公衆電話を利用した者の通話料金を毎月電話機から回収し、公金外現金として専用口座で管理している。また、同事業者への毎月の通話料金の支払いは専用口座からの自動引き落としにより行われている。なお、毎月の通話料金は受託手数料と相殺の上請求されているため、	と協議し、契約書に条件付解除条項を追記することで了承を得ましたので、変更契約を速やかに締結しました。その際の決裁文書には長期継続契約である旨を記載しました。 また、令和6年度以降の当初支出負担行為にかかる決裁文書にも同様に長期継続契約である旨を記載しました。 今後、長期継続契約に基づく契約を締結する際は、契約書が当該要件を満たしているかを根拠法令及び調達課の最新の通知等をもとに確認し、決裁文書に根拠法令を遺漏なく記載することを徹底します。	
--	--	--

受託手数料相当額は専用口座に残ることとなる。 このことについて、以下のものがあった。 (ア) 公金外現金の収支について、令和5年12月18日に現金出納簿兼収支整理簿の調査を行ったところ、11月以降の収支の記載がなかった。 (イ) 受託手数料を年度ごとに歳入として受け入れることにより、年度の収支はゼロになるはずであるが、少なくとも文書の残っている平成29年度以降、根拠が不明瞭な残余金が繰り越されていた。 イ 公金外現金の管理 堺市職員厚生会の事務で扱っている公金外現金について、令和5	公金外現金の現金出納簿兼収支整理簿は、毎月記載する必要があることを認識していましたが失念してしまい、11月分の記載ができていませんでした。 なお、記載漏れについては、御指摘を受け、速やかに記載しました。 今後は、収入や支出があれば、その都度、主担当者と副担当者の両名で記載状況を確認するなど、記載漏れが発生しないようにチェック体制を強化します。 残余金については、年度ごとの受託手数料を毎年度歳入として受け入れていなかったことから発生したものです。 今後は、公衆電話機から回収した月の回収額と電気通信事業者からの請求額を比較し、収支状況を確認した上で、残余金が発生しないよう、毎年度受託手数料を歳入として受け入れます。 現金を取り扱う際はその都度、現金出納簿への記載が必	行政部 総務課 行政部 総務課 人事部 労務課
---	---	--

年12月13日に現金出納簿の調査を行ったところ、11月以降の収入の記載がなかった。	要であるという認識はありましたが、失念していました。 なお、未記載の収入については、御指摘を受け、速やかに現金出納簿に記載しました。 今後は、収入伝票の決裁完了後、出納を行った際に担当係長が出納簿の記載を確認することとし、記載漏れが発生しないようにチェック体制を強化します。	
4 その他 内部統制制度の評価対象について、以下のとおり意見を付す。 〔内部統制制度における評価対象について（意見）〕 内部統制制度の評価対象について、令和2年度以降、財務事務の全て及び財務事務以外の事務のうち「情報管理」のみとされてきたが、毎年度、堺市内部統制評価報告書の審査意見において、財務事務以外の事務についても、内部統制に不備があった場合の影響度は、財務事務における不備の場合と同様に重要であり、概ね全ての事務を対象として評価手続を実施すべきである旨を付記してきたところである。 とりわけ文書事務について、令和4年度と同審査意見において、文書事務の不備が散見されているにもかかわらず、内部統制制度の評価対象に含めていないことは、制度の基本方針の合理性や適正性が問われることにつながるので留意されたい旨を付記した。	内部統制の対象事務については、地方自治法上、内部統制の取組の段階的な発展を促す観点から、最低限評価すべきものとして財務に関する事務が必須とされ、その他の事務については必要に応じて追加するものとされています。 また、総務省のガイドラインにおいても、内部統制に関する留意点として、重要度の大きいリスクに優先的に取り組むことや過度な統制を避けるべきとされています。 これを踏まえ、市では、財務に関する事務に加え、過去の個人情報に関する重大事件に鑑み、情報管理に関する事務を対象事務に追加し、評価を実施しています。	行政部 行政経営課

この件への対応について内部統制制度を所管する総務局に確認したところ、評価対象の見直しについて具体的な進展は見られなかった。 今回の監査でも、貸付料の納期限の延長手続を口頭で行っていたものや、文書での督促を失念していたものなど、不適切な事務手続が散見された。これらは財務事務における収入の手続であるが、本来作成すべき文書を作成しておらず、基本的な文書事務の不備とすべきものである。このように文書事務は、財務事務の執行においても必ず包含されるものであり、文書事務を評価の対象外とすることには合理性があるとはいえない。 これまで同審査意見に付記してきた趣旨及び今回の監査結果を十分に踏まえ、内部統制制度において、文書事務を含めた全ての事務を対象とした評価手続の実施について具体的に検討されたい。	文書事務は、財務事務をはじめ各種事務の執行において包含されるものであることから、内部統制制度の評価対象に含めることは、評価の実行性、合理性の観点から十分な検討が必要であると考えています。 これまで地方自治法に則り内部統制の対象事務を設定し、適正な事務執行の確保に向けて取り組んできましたが、毎年度同様の不備が発生していることから、より効果的かつ効率的な取組となるよう、制度運用の中で生じた課題等も踏まえ、他市事例等も参考にしながら、現在その取組全般について必要な見直しの検討を行っています。	
---	---	--

堺市監査委員公表第25号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原	繭	子
同	澤	由	美

行 経 第 308 号

令和6年6月24日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和6年3月26日付け監査委員報告第25号	総務局
令和6年3月26日付け監査委員報告第26号	子ども青少年局
令和6年3月26日付け監査委員報告第27号	西区役所
令和6年3月26日付け監査委員報告第30号	堺市立鴨谷体育館、堺市鴨谷野球場、堺市荒山テニスコート
令和6年3月26日付け監査委員報告第31号	原池公園、堺市原池公園体育館、堺市原池公園スケートボードパーク、堺市原池公園野球場、堺市陶器スポーツ広場

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	定期監査及び行政監査		
監 査 実 施 期 間	令和5年11月1日 ～ 令和6年3月26日		
措置を講じた部局等	子ども青少年局		
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課	
5(1) 公有財産（土地・建物）の管理について 公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 行政財産の目的外使用に係る使用料の請求 堺市財産規則では、行政財産の目的外使用に係る使用料について、使用期間が1年を超える場合は、毎年度の使用開始前までの日を当該年度の納期限として定めるとされている。 しかし、青少年の家における電柱及び支線各1本の設置に係る目的外使用(令和5年4月1日から5年間)の令和5年度の使用料について、納期限を令和5年3月31日以前とすべきところ、同年4月30日とする納付書を発行していた。	納付書作成事務の遅延が要因です。今後はこのようなことがないように、決裁ラインの職員全員で行政財産目的外使用許可のフローチャートを回覧し、確認します。また、課内共有のスケジュール表にて管理を徹底し、使用者が毎年度の使用開始前までの日に使用料を納付できるようにします。	子ども青少年育成部 子ども育成課	
5(3) 補助金について 補助金に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があ			

ったので、適切な処理をする必要がある。 ア 補助金額の確定に係る通知 堺市補助金交付規則では、補助事業者から実績報告を受け補助金の額を確定したときは、補助金確定通知書により、補助事業者へ通知し、交付すべき補助金の額を超える補助金が既に交付されているときは、補助金返納・返還命令通知書により、補助金の返納を求めるものとされている。 しかし、堺市内児童養護施設入所児童臨海学舎事業補助金において、市は補助事業者から実績報告を受けていたものの、補助金確定通知書を作成せず、補助金返納・返還命令通知書を補助事業者へ送付していた。	令和6年2月16日に補助金を確定し、補助金確定通知書を送付しました。 このような事態が生じた原因は、当該補助金の要綱に補助金確定通知書についての定めがなかったことであると考えています。そのため、令和6年3月29日に、当該補助金の要綱に補助金確定通知についての規定を追加する改正を行いました。 また、要綱に定めのない事項については堺市補助金交付規則によるという理解が不足していたことも原因であると考えています。そのため、令和6年1月29日、課内会議で課長から所属職員全員に事案を説明し、再発防止のため注意喚起を行い、また、制度の理解を深めました。	子ども青少年育成部 子ども家庭課
[申請書類に係る個人情報の取扱いについて（意見）] 堺市青少年指導員校区活動事業補助金交付要綱では、補助事業者（校区青少年指導員会）は、交付申請書の提出に当たり、校区青少年指導員会の名簿を添付しなければならないと定められている。 また、当該名簿の記載事項について、同要綱には定めがなく、	当補助金は小学校区単位で組織している補助事業者（校区青少年指導員会）に交付するものであるため、その構成員が小学校区内に在住しているかを確認するために、参考様式を示して名簿の提出を求めてきました。その際、一部の校区で参考様式では記載を求	子ども青少年育成部 子ども育成課

所管課として各指導員の氏名、住所、電話番号(幹事・副幹事のみ)を記載する参考様式を示すとともに、任意の様式での添付も可能としている。 そのため、令和5年度の補助金交付申請に当たって、各校区の青少年指導員会から提出された名簿には、参考様式をそのまま使用しているもののほか、参考様式では記載を求めている幹事・副幹事以外の指導員の電話番号や年齢、性別等も記載されているもの、校区青少年指導員会以外の自治会関係者が含まれているものなどがあった。 個人情報の保護に関する法律では、行政機関が個人情報を保有するに当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならず、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないこととされているが、上記の提出状況においては、補助金交付事務に係る利用目的の範囲を超えた個人情報が保有されている可能性がある。 以上のことから、当該名簿については、利用目的を再検討した上で、記載事項を利用目的の達成に必要な範囲に限定して提出を求めることとされたい。 5(4) 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務につい	めていない事項も含まれていましたが、御意見を受けて利用目的を再検討した結果、補助金支出にあたっての必要な情報ではないことから、令和6年3月29日付けで補助金交付要綱を改正し、名簿提出を不要としました。	
---	---	--

て、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 公金外現金の取扱い 日本スポーツ振興センター災害給付金に関する公金外現金について、取扱いの規定では、収支整理者が収入何及び支出何の作成に係る事務を行うと定めている。 しかし、収支整理者以外の者が、収入や支出の起案処理を行っているものがあった。	当初、公金外現金の収入、支出に係る起案を収支整理者が行いましたが、起案内容に誤りがあることが判明し、収支整理者以外の者が修正処理を行ったため、収支整理者以外の者が起案者となったものです。 公金外現金の収入、支出に係る起案については、修正時であっても必ず収支整理者が行わなければならないという認識が不足していたことが原因であると考えており、令和6年1月4日に、課長が収支整理者及び出納取扱者に対して改めて伝達し、適正に事務処理を行うよう指導しました。 再発防止に向け、決裁過程において、収支整理者が「起案者」となっていることを、承認者及び決裁者がそれぞれ確認します。	子育て支援部 幼保運営課
--	---	-------------------------

堺市監査委員公表第26号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良太
同	原	繭	子
同	澤	由	美

行 経 第 308 号

令和6年6月24日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和6年3月26日付け監査委員報告第25号	総務局
令和6年3月26日付け監査委員報告第26号	子ども青少年局
令和6年3月26日付け監査委員報告第27号	西区役所
令和6年3月26日付け監査委員報告第30号	堺市立鴨谷体育館、堺市鴨谷野球場、堺市荒山テニスコート
令和6年3月26日付け監査委員報告第31号	原池公園、堺市原池公園体育館、堺市原池公園スケートボードパーク、堺市原池公園野球場、堺市陶器スポーツ広場

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	定期監査及び行政監査	
監 査 実 施 期 間	令和5年11月1日 ～ 令和6年3月26日	
措置を講じた部局等	西区役所	
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課
6(4) 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 公金外現金の管理 西区二十歳の集い実行委員会運営資金に係る公金外現金について、令和5年12月7日に実地調査を行ったところ、現金出納簿に支出の記載をしていないものがあったため、現金出納簿の残高と通帳残高に差異が生じていた。	御指摘を受け、速やかに現金出納簿に記帳し、決裁処理を行いました。 また、再発防止に向け、使用の都度、記帳し決裁を受けるよう、課長から所属職員全員に対して指導しました。	自治推進課

堺市監査委員公表第27号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原	繭	子
同	澤	由	美

人 委 第 5 3 6 号

令 和 6 年 6 月 7 日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市人事委員会

委員長 酒井 貴子

監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、令和6年3月26日付け監査委員報告第28号に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	定期監査及び行政監査	
監 査 実 施 期 間	令和5年11月1日～令和6年3月26日	
措置を講じた部局等	人事委員会事務局	
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課
2 委託料について 委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 契約書における収入印紙 令和5年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務）等）問題作成等業務及び令和5年度堺市職員採用試験（高校卒程度（事務）等）問題作成等業務について、総価契約分の金額と単価契約分の金額（単価に予定数量を乗じた金額）の合計に基づく収入印紙を契約書に貼付しなければならないが、金額が不足した収入印紙が貼付されている契約書を受け取っていた。 なお、上記業務について、令和2年度以降の契約書においても、同様のものがあった。	ご指摘後、直ちに受託業者に連絡し、適正な金額の収入印紙の貼付を指示し提出を受けました。 今後は、契約締結決裁時に、契約書の収入印紙の貼付枠内と、既存のチェックリストに「必要な収入印紙額」を記載することで、必要な収入印紙額を把握し、同チェックリストに基づき契約締結時又は、受託業者から契約書が提出された際に「必要な収入印紙額」が貼付されているか確認します。	人事委員会事務局

堺市監査委員公表第28号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原	繭	子
同	澤	由	美

教 総 第 542 号
令 和 6 年 6 月 20 日

堺 市 監 査 委 員 様

堺 市 教 育 委 員 会
教 育 長 関 百 合 子

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、令和6年3月26日付け監査委員報告第29号堺市教育スポーツ振興事業団及び第32号堺市教育文化センターに係る監査結果に基づき、措置を講じましたので地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	出資団体監査 (公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団)	
監 査 実 施 期 間	令和5年11月1日 ～ 令和6年3月26日	
措置を講じた部局等	教育委員会事務局 地域教育支援部 地域教育振興課 公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団	
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課等
1 規程等について (1) 事業団は、個人情報の保護に関する法律が改正（令和5年4月1日施行）されていたにもかかわらず、個人情報保護規程等において引用条項の変更や個人データの安全管理措置などの必要な改正を行っていないかった。	御指摘を受け、令和6年3月11日開催の理事会の承認を得て、個人情報保護規程改正を行い、また関係要綱等を改正し、令和6年4月1日に施行しました。 所管部局としては、今後、法令改正に伴い、規程改正の必要が生じた場合は、施行期日前に改正の手続が進められるよう、理事会における改正手続の完了等の確認を行うなど、適切な助言、支援等に取り組みます。	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団 地域教育振興課
2 経理について (1) のびのびルーム事務の手引きにおいて、物品購入する場合、予算差引簿に発注日や納品日を記入し管理することになっているが、発注日も納品日も正しく記入していないものがあった。 また、そのなかには納品日から半年以上経過しているにもかかわらず支払いが行われていないものがあった。	令和5年12月8日の実地検査での御指摘を受け、同日、業者に請求の有無について確認したところ、業者からの請求漏れが判明したため、請求書の送付を依頼し、令和6年1月25日に支払いました。発注日・納品日についても正しく記入を行うよう周知徹底しました。 また、御指摘を踏まえ、発注	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

(2) のびのびルーム ICT 環境対応業務の委託において、基本分（年額）と作業時間及び出張回数に応じた実績分を支払うこととし、契約がなされているところ、以下のとおり誤りがあった。 ア 公益法人会計基準等に基づいて、発生基準により会計処理をすることが求められているが、令和3年度分の委託費の基本分について、令和3年度に費用計上すべきところ、実際に支払った令和4年度に費用計上していた。 イ 令和4年度分の契約書に収入印紙を貼付していなかった。	日・納品日・報告日の適切な記入を行えるよう、令和6年度から使用する予算差引簿の様式を変更しました。あわせて「のびのびルーム事務の手引き」も更新し、予算差引簿の記入方法が明確になるように変更を行いました。 御指摘を受け、支出すべき案件に対して支出予定日を記載した「契約・支出状況整理簿」を作成しました。今後は、複数人で支出状況を確認し、発生基準にあった費用計上をします。 御指摘を受け、令和4年度の契約書に貼付する収入印紙については、令和6年1月15日に所轄税務署に対応を相談し、適切に印紙の貼付を行いました。 今後、契約締結の際は、収入印紙の貼り漏れの防止のため、契約書に収入印紙の貼付枠内に正しい金額の印紙税額を記載し、決裁時に収入印紙の貼付を所属長が確認します。	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団 公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団
--	---	---

ウ 契約書では、支払方法として一括払いとしていたにもかかわらず、契約金額のうち実績分を四半期ごとに支払っていた。 また、令和4年度分の契約金額のうち基本分を支払っていなかった。	今後は、契約書に記載された支払方法に基づいて支払います。 また、令和4年度契約の基本分は実際には令和5年3月1日から令和6年2月29日を対象としていて、令和5年度に支払うこととなったため、弁護士に相談のうえ受託業者と協議し、令和6年1月29日付けで令和4年度契約に係る覚書を両方で合意しました。	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団
エ 令和5年8月に当該業務の契約相手方が個人事業主から法人に変更されていたにもかかわらず、令和5年度分の契約において、相手方を変更するための手続を行っていなかった。	御指摘を受け、契約相手方より登記の全部事項証明書の書類提出を求め、令和6年1月22日に権利義務の承継承認についての意思決定を行いました。 今後、事業団内で情報共有を図り、契約の相手方が個人から法人へ変更する事例が発生した場合は、必要な対応を行います。	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団
4 事業運営について (1) 情報ネットワークシステムに関する情報セキュリティ実施手順では、端末機等の廃棄等をする場合には、端末機等の初期化のみならず情報を復元できないような措置を講ずることとし、端末機廃棄管理台帳により、廃棄方法・作業場所・廃棄担当者等を確認し、廃棄について記録・管理することとされている。	御指摘を受け、処分情報を集約・記録する「端末機廃棄管理台帳」を作成し、事業者から提出を受けた令和5年12月27日付けのデータ消去完了報告書に基づき、情報の消去等に関する措置を確実に行ったことを記録しました。 堺市教育スポーツ振興事業団情報ネットワークに関する	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

しかし、令和 4 年度において、パソコン 11 台の売却、パソコン 9 台及びサーバ 1 台の廃棄を行っていたにもかかわらず、当該管理台帳の作成及び記録をしていなかった。 また、上記のパソコン 11 台については、売買契約書もなくデータ消去の方法等を明確にしないまま売却しており、情報の消去等に関する措置を確実に行ったことの確認ができない状態となっていた。	情報セキュリティ実施手順に基づき、端末機の廃棄等にあたり電算管理者による確認及び記録・管理を確実にを行い、各種規程の順守を徹底します。					
(2) 事業団では、個人情報の取扱いを伴う事務の委託契約の締結にあたっては、個人情報の取扱いに関する遵守事項を記載した特記事項を契約書に添付すべきところ、複数の契約書において特記事項を添付していなかった。	特記事項が添付されていなかった契約書については、覚書を締結しました。 また、令和 6 年度から、委託契約の内容に応じて必要となる契約書や添付書類等の項目を整理したチェックリストを作成し決裁時に添付します。	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団				
[適切な業務委託の発注について(意見)] のびのびルーム ICT 環境対応業務（令和 4 年度分）については、下記の内容により契約を行っている。	パソコン回収業務の費用負担については、仕様書で明確にしていなかったため、今後、業務範囲と費用負担を明確にし、回収業務の委託を行う際には、複数の業者から見積もりを徴取します。	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団				
<table><tr><td>業務内容</td><td>堺市教育スポーツ振興事業団が運営するのびのびルームの専用教室における ICT 環境整備について、保守に係る作業を行う（ウイルスソフト更新を含む）。</td></tr><tr><td>契約金額（税込）</td><td>基本分 254,980円 実績分 作業料金 5,500円/1時間 出張料金 16,500円/1回</td></tr></table>	業務内容	堺市教育スポーツ振興事業団が運営するのびのびルームの専用教室における ICT 環境整備について、保守に係る作業を行う（ウイルスソフト更新を含む）。	契約金額（税込）	基本分 254,980円 実績分 作業料金 5,500円/1時間 出張料金 16,500円/1回	なお、ICT 環境対応業務については、業務の内容により、業者委託すべきかも含め業務の精査を行います。また、研修受講等によって事業団のシステ	
業務内容	堺市教育スポーツ振興事業団が運営するのびのびルームの専用教室における ICT 環境整備について、保守に係る作業を行う（ウイルスソフト更新を含む）。					
契約金額（税込）	基本分 254,980円 実績分 作業料金 5,500円/1時間 出張料金 16,500円/1回					
※基本分：ウイルスソフト更新作業に対する対価						

当該業務の実施状況を確認したところ、パソコン等の保守業務に加えて、不要となったパソコンの回収も当該業務の対象としており、保守業務と同じ契約金額を適用していた。 しかし、システムの操作を伴わないパソコン回収（12 ルーム各 1 台）については、上記の業務の範囲であることが明確になっていない。また、仮に業務範囲であったとしても、パソコン回収には、保守業務のような高い専門性は必要ではなく、保守業務と同じ契約金額を適用させることに通常合理性は認められない。なお、パソコン回収は2日間で実施していたが、12 ルーム分として、出張費を12 回分計上していた。 事業団は、安易にすべての業務を事業者任せではなく、業務内容を精査し、そのうえで仕様書等において業務範囲を具体的かつ明確なものにすべきである。また、ICT 関係の専門的な業務であっても、事業団自らが作業の内容や専門性などを十分に把握することにより、契約金額が内容に見合った水準であるかを常に検証するなど、適切な契約に努められたい。 [公益目的事業の資産の転用について（意見）] 事業団は、のびのびルームで利用し、不要となったパソコン 11 台を令和 5 年 3 月 31 日に、のびのびルーム ICT 環境対応業務の事業	ムに関する知識向上を図り、必要に応じて市への問い合わせ・確認を行い仕様書の精度を高め、契約金額の検証を行うよう取り組みます。	
--	---	--

者（以下「事業者」という。）に売却したが、事業団本部で使用するために、同年4月7日に決裁を受け、同じパソコンを買い戻していた。 これら一連の取引について次の意見を付す。 ア 売却のための回収費用及び買戻しに伴う費用が妥当でないこと (ア) 売却に係る出張費、作業費について パソコンの回収に係る出張費等で1台当たり2万2,000円（1台の作業時間30分程度、11台総額24万2,000円）を支出していた。 回収業務という異なる業務にのびのびルームICT環境対応業務の契約単価を形式的に適用したことにより、1日で出張費（1万6,500円）を6回重複計上（6校分）するなどしていたが、これら費用の妥当性について、合理的な説明は得られなかった。 (イ) 買戻しに係る費用について 事業団本部の業務に必要なソフトのインストール（ソフト購入費含まず）及びネットワーク設定等について、1台当たりの作業時間が25分程度であったにもかかわらず、3万800円（11台で作業時間4時間半、総額33万8,800円）を支出していた。 事業団本部のパソコン等の	本業務の費用については、発注業務の精査を行い、出張料、作業料の積算を十分に検討し、当該費用を見直したうえで、複数の業者から見積もりを徴取します。 御指摘を受け、本業務の作業内容等について確認したところ、今回は業者の事務所における事前準備を含むなど、作業現場での時間以外にも作業が発生するため通常の保守設定業務よりも高額になるとの説明を受け、妥当な費用額であったことを確認しました。今後は契約の際に費用の妥当性について確認します。	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団 公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団
--	--	---

保守・設定業務については、別途、業務委託を契約しており、その契約単価を適用した場合、1台当たり3,750円(11台総額4万1,250円)の試算となり、今回の支出額と大きく乖離するが、事業団からは作業時間に対して費用が妥当であることの合理的な説明は得られなかった。		
イ 売却及び買戻しの必要性がなかったこと 当初、事業団からは、事業者を介在させた一連の売却及び買戻しを行った理由について、公益目的事業の資産については、それ以外の事業(法人事業)で転用することが法律上禁じられているため、避けられない手続であったとの説明を受けた。 しかし、監査での指摘を受け、事業団において関係機関に確認したところ、「手続を行えば、当該資産を法人事業で転用することが認められる。」との回答があったとのことであった。 このことから、一連の取引はそもそも必要なく、内部で転用することにより、費用を縮減できたはずである。 高い公益性が求められる事業団が発注する業務や資産の取引は、より公正かつ合理的に行うべきであることを強く認識された	御指摘の対応を取ったのは、公益目的保有財産は公益目的事業のために使用又は処分しなければならないと示されている公益法人認定法第18条の解釈を誤認したためです。今後は、法の適用について疑義が生じた場合、事前に監督官庁である大阪府等に対し相談するなど適切に対応します。	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

い。 [長期間にわたる同一業者との一者随意契約について（意見）] 事業団は、システムに関する業務（堺スポーツシステムメンテナンス業務、レンタルサーバー保守管理代行及び情報セキュリティ・個人情報保護関係対応業務、のびのびルーム ICT 環境対応業務）の委託契約及びノートパソコン等の OA 機器の購入・売却契約（令和4年度：購入総額 702 万 8,472 円、売却総額 18 万 1,500 円）については、同一の者と一者見積りによる随意契約（以下「一者随意契約」という。）を締結している。これらの一者随意契約については、事業団によると、同種の契約実績と当該履行状況が良好で業務の履行が確実にできると認められることなどを理由に長期間にわたっており、そのうち堺スポーツシステムメンテナンス業務は、少なくとも約 16 年以上契約を締結している。 今回の監査では、業務内容の把握や監督等が不十分であったことにより、上記のとおり、契約に関する不備や業務の発注等の問題が見受けられた。長期間にわたり複数の業務を同一の者と一者随意契約してきたことがこのような現状を招いていると考えられ、さらに、経済性の悪化や受注者の経営状況によっては事業運営に支障を来す懸念も生じている。	当該業者は堺スポーツシステムを開発、設置、納入した業者であり、メンテナンスや増設、トラブル対応については、その性質上、他の業者に代えがたいところがあると考えています。 なお、その他の御指摘のシステムに関する業務については、契約内容の見直し作業を行っているところです。 今後は、委託業務の内容を精査したうえで見積もり合わせ等を導入したり、他の同種業務や他団体事例等を参考に適切な見積価格を算定するなど、契約金額の妥当性を確保します。 所管部局としては、事業団が、競争原理の下で経済的かつ合理的な価格で委託業務を実施することにより、適切かつ効率的な事業運営を進めることができるよう、業者の選定手法の見直しについて助言、支援等を行います。	公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団 地域教育振興課
--	--	---

このようなことから、業務委託などの受注者を選定する際には、複数の者から見積りを徴取するなど競争性及び透明性を高めるよう業者選定手法の見直しも検討されたい。 また、所管部局は、事業団の収支状況や運営状況を十分に把握し、事業運営が適切かつ効率的に行われるよう、指導等に一層努められたい。		
---	--	--

堺市監査委員公表第29号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原	繭	子
同	澤	由	美

行 経 第 308 号

令和6年6月24日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和6年3月26日付け監査委員報告第25号	総務局
令和6年3月26日付け監査委員報告第26号	子ども青少年局
令和6年3月26日付け監査委員報告第27号	西区役所
令和6年3月26日付け監査委員報告第30号	堺市立鴨谷体育館、堺市鴨谷野球場、堺市荒山テニスコート
令和6年3月26日付け監査委員報告第31号	原池公園、堺市原池公園体育館、堺市原池公園スケートボードパーク、堺市原池公園野球場、堺市陶器スポーツ広場

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立鴨谷体育館、堺市鴨谷野球場、堺市荒山テニスコート)		
監 査 実 施 期 間	令和5年11月1日 ～ 令和6年3月26日		
措置を講じた部局等	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 指定管理者：美津濃株式会社		
指 摘 事 項 等	措 置 内 容	所管部課等	
3 事業報告書等について (1) 指定管理者は、定期報告書及び事業報告書に記載している指定管理業務の収支状況において、修繕費の一部を、備品購入費にも二重に計上していた。	当初、市から概算払で受ける修繕費を超えた分は修繕費に計上できないと認識していたため、備品購入費として計上していました。 その後、修繕費に計上し直しましたが、備品購入費に計上した金額を減算するのを失念していました。 御指摘を受け、定期報告書と事業報告書の修正を行い、令和6年1月26日に市へ提出しました。 今後は、報告書提出の際、市から概算払で受けた修繕費を超えた分も正しく修繕費に計上しているか、複数人での確認を行います。	指定管理者	
4 管理運営について (1) 指定管理者が自主事業で自動販売機等を設置する際は、堺市公園条例施行規則に定められた公園施設設置許可申請書に、図面等の面積等を証するものを添付して市に提出し、使用面積に応じた使用料を市に支払い、許可を受ける必要	御指摘を受け、令和5年12月18日付けで公園監理課に公園許可変更承認申請書等の必要書類を提出し、令和6年1月24日付けで許可を受けました。また、変更許可以前における使用料については、同	指定管理者	

がある。 しかし、許可された面積よりも大きい自動販売機を設置していた。 (2) 鴨谷体育館においては、同じ建物内に、堺市立南図書館美木多分館が併設されている。そのため、建物に係る保守管理費等については、指定管理者が一旦支払い、仕様書で定められた費用負担割合に基づいて計算した金額を、後から指定管理者が市に請求している。 しかし、保守管理費のうち、清掃業務に係る費用の請求について、仕様書で定められた負担割合どおりに計算していなかった。	年2月13日に堺市に支払いました。 今後は、設置している自動販売機の仕様変更や移動があった際には漏れなく変更申請できるようチェックリストを整備し、毎年度の申請時には現状と相違がないか複数人での確認を行います。 御指摘を受け、令和5年度下期分から正しい負担割合で計算し、令和6年4月19日に市に請求しました。 今後は、正しい負担割合に認識を改め、事務処理を行う際には、複数人で数値の確認を行います。	指定管理者
---	--	--------------

堺市監査委員公表第30号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員	伊豆丸	精二
同	信貴	良太
同	原	繭子
同	澤	由美

行 経 第 308 号

令和6年6月24日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和6年3月26日付け監査委員報告第25号	総務局
令和6年3月26日付け監査委員報告第26号	子ども青少年局
令和6年3月26日付け監査委員報告第27号	西区役所
令和6年3月26日付け監査委員報告第30号	堺市立鴨谷体育館、堺市鴨谷野球場、堺市荒山テニスコート
令和6年3月26日付け監査委員報告第31号	原池公園、堺市原池公園体育館、堺市原池公園スケートボードパーク、堺市原池公園野球場、堺市陶器スポーツ広場

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (原池公園、堺市原池公園体育館、堺市原池公園スケートボードパーク、堺市原池公園野球場、堺市陶器スポーツ広場)	
監査実施期間	令和5年11月1日 ～ 令和6年3月26日	
措置を講じた部局等	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 建設局 公園緑地部 原池公園事務所 指定管理者：ばらいけ NEXT 創発パートナーズ	
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課等
3 事業報告書等について (1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に収支状況を記載することとされているが、以下の誤りがあった。 また、市はそれに対する指導を行っていないかった。 ア 市が施設の設置目的や特性等から必要と認め、指定管理者に企画提案を求めている自主事業においては、各月の収支差額を集計した年間の収支差額を指定管理業務の収入内訳に記載することとしており、年間の収支差額が赤字となった場合は0円と記載することとしている。 しかし、各月の収支差額が赤字となった月を0円として集計していたことが原因で、誤った金額を収入内訳に記載していた。	御指摘を受け、令和4年度事業報告書を正しい金額に修正し、令和6年1月31日に市へ提出しました。 今後は、報告の趣旨を鑑み、各月の当該自主事業の収支が赤字になった場合も実績どおり集計します。 御指摘を受け、指定管理者に収支状況の計上方法を再確認させた上で、事業報告書を修正するよう指示し、令和6年1月31日付けで、修正した事業報告書の提出を受けました。 今後は、点検マニュアルに、事業報告書において整合させ	指定管理者 スポーツ施設課

イ 基本協定書において、指定管理者は、指定管理業務の収支と自主事業の収支は別に把握するものとされている。 しかし、指定管理者は事業報告書の収支状況において、人件費のうち福利厚生費を全て指定管理業務（スポーツ施設分）の支出に計上していた。	るべき箇所を具体的に明示し、報告内容の確認作業を容易にすることで、点検漏れを防止します。 御指摘を受け、令和4年度事業報告書の福利厚生費を指定管理業務（園地分）と自主事業分へ按分した形に修正し、令和6年1月31日に市へ提出しました。 今後、事業報告書の書式を変更した際は、事業報告書作成時に使用している計算ツールの設定を正しく行えているか併せて確認します。 御指摘を受け、指定管理業務（園地分）及び自主事業の福利厚生費に按分計上の上、事業報告書を修正するよう指示し、令和6年1月31日付けで、修正した事業報告書の提出を受けました。 今後は、按分項目・按分率を再確認の上、報告誤りを所管課が指摘できるよう点検マニュアルを時点修正し、報告内容の確認作業を容易にすることで、点検漏れを防止します。	指定管理者 スポーツ施設課 原池公園事務所
ウ 指定管理者は、陶器テニスコートの人工芝張替に係る費用及び原池体育館のWi-Fi設置に係る費用について、減価償却費分を計上していたが、計上する項目を誤って、減価償却（人工芝	御指摘を受け、令和4年度事業報告書の減価償却費と備品購入費を修正し、令和6年1月31日に市へ提出しました。 今後、事業報告書の書式を	指定管理者

等)ではなく、備品購入費としていた。	変更した際は、事業報告書作成時に使用している計算ツールの設定を正しく行えているか併せて確認します。 御指摘を受け、人工芝張替及び Wi-Fi 設置に係る費用について減価償却費に経費計上し、事業報告書を修正するよう指示し、令和6年1月31日付けで、修正した事業報告書の提出を受けました。 今後は、予算額と決算額が乖離している場合は執行内容を再確認の上、その執行内容に応じた金額が計上されているかを確認します。	スポーツ施設課
(2) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に利用料金収入に関する報告として、利用者数、利用区分、減免等の状況を記載することとされており、利用のキャンセル等による利用料金の還付の件数・金額も記載する様式で報告を行っていた。 しかし、令和4年度の利用料金収入において、複数の還付が発生していたにもかかわらず、事業報告書では還付の件数・金額はなしと報告されていた。 [収支内容の適切な把握について(意見)]	御指摘を受け、令和4年度事業報告書に還付件数と金額を記入し、令和6年1月31日に市へ提出しました。 今後は、還付の件数・金額も報告する必要があると認識を改め、記載するようにします。	指定管理者
原池公園等の指定管理業務においては、指定管理者の代表団体である美津濃株式会社が施設全体の統括管理を行い、構成団体のうち、	御意見を受け、今後は、実際に要した費用の内容が把握できるよう構成団体と協議し、人件費等の各項目に分け	指定管理者

ミズノスポーツサービス株式会社が体育館等の受付管理運営等を、大林ファシリティーズ株式会社大阪支店が設備維持管理を、利晃建設株式会社が設備修繕管理を、グリーンシステム株式会社が植栽維持管理を、株式会社ピーエスジェイコーポレーションがスケートボードパークの受付管理運営をそれぞれ担当している。 収支状況報告書では、指定管理者における収支が報告されていたが、ミズノスポーツサービス株式会社と利晃建設株式会社以外の構成団体3社で生じた人件費等の各費用（令和4年度支出額全体の約24%）は一括して委託費として計上されており、構成団体3社において実際にかかった費用やその内訳は全く把握できない状態となっていた。 市は、構成団体において生じた支出の実態を把握し、施設の管理運営が適切に行われているかどうか、及び指定管理料は妥当であるか等の検証を行う必要がある。この点に留意し、指定管理業務の収支状況を適切に把握されたい。	て示せるようにします。 御意見を受け、各構成団体において生じた支出の実態を把握し、施設の管理運営が適切に行われているかどうか、及び指定管理料は妥当であるか等の検証を行うため、各構成団体の経費の内訳を示すよう求め、把握するようにします。	スポーツ施設課 原池公園事務所
4 管理運営について (1) 堺市公園条例等では、公園の使用許可を受けようとする者は、公園使用許可申請書（以下「申請書」という。）を指定管理者に提出し、指定管理者は、許可をしようとするときは申請者に公園使用許可書（以下「許可書」という。）を交付することとされている。	御指摘を受け、申請書と許可書を一体とした様式に見直し、管理運営規則の改定を行った上で、令和6年4月1日より運用を開始しました。 御指摘を受け、公園の使用許可の運用方法について、よ	指定管理者 原池公園事務所

しかし、指定管理者は、申請書の提出を受けた後、許可書の交付を行わずに公園を使用させており、市もそのことを把握できていなかった。 (2) 仕様書において、指定管理者は、原池公園、体育館等の施設、設備、器具備品の維持管理に際しては、常に利用者の安全確保に万全を期すこととされている。 しかし、指定管理者が、年に2回(3月及び9月)、第三者に委託している体育館の防災設備の保守点検業務(法定点検)への対応において、以下のとおり不適切なものがあった。 ・ 指定管理者は、令和3年3月以降、体育館内の同じ箇所と内容で「不良」の結果報告を複数受け続けていたにもかかわらず、令和5年11月22日時点で全く対応していなかった。 ・ 市は、法定点検等において指摘を受け、是正する必要がある項目について、改善策の内容や修繕金額等を報告するよう指定管理者に毎年度求めている。これにより、令和4年3月の点検結果について、交換等の対応が必要で、修繕金額は見積中である旨の報告を指定管理者から受けていたが、その後の修繕状況の確認は行っていなかった。 ・ 指定管理者は、令和4年9	り明確かつ効率的に行うよう指定管理者に指導しました。 今後は、指定管理者が改定した管理運営規則に沿って運用されているかを毎月の定期会議の際に確認します。 御指摘を受けた不良箇所の未対応分については、応急対応を含め、令和6年1月23日までに改善対応を行いました。 今回の御指摘を重く受け止め、指定管理者代表企業及び構成企業において速やかに再発防止策を講じました。今後、点検実施後は各点検報告における特記事項(不備事項とその対応等並びに実施進捗状況など)を記載した点検実施報告書を指定管理者代表企業が責任をもって構成企業に確認・作成し、市及び指定管理者で開催している定期会議で提出・報告します。さらに、今回、対応不備のあった消防設備点検については利用者の安全に直結することから、不良箇所等への対応などを示した報告書を上記の報告書とは別途、市に提出し、不良箇所等の改善対応に当たります。 令和4年度当初に、指定管理者から報告を受けた法定点検指摘事項については見積りを徴取中との内容であったため、指定管理者にて対応を進	指定管理者 スポーツ施設課
--	--	-----------------------------

月及び令和5年3月の点検結果を市に報告していなかった。	めていると認識しており、令和5年度当初の指定管理者からの報告においては記載がなかったことから、当点検にかかる不良箇所は改善されたものと認識していました。令和5年度当初に、令和4年度に報告のあった法定点検指摘事項について改善がなされたかどうか、また新たな指摘事項がなかったかどうかについても改めて確認することで防げたものと考えます。 法定点検における指摘事項については、最優先で対応すべきものであり、指定管理者に対し、指摘事項を直ちに改善することを求め、再発防止策を講じるよう指導しました。 今回の御指摘を重く受け止め、市と指定管理者で毎月開催している定期会議において、以前から指定管理者に提出を求めている修繕管理表の中で、法定点検における指摘事項にかかる修繕については他の修繕事項と区別した上で進捗及び実施後の報告を求めます。また、今回の件を受け指定管理者から提出を受けることになった点検実施報告書と照合することで、漏れがないか確実に確認します。併せて、より効率的な確認方法について、今後も検討します。	
------------------------------------	--	--

[負担割合に基づく算定の根拠とする金額について（意見）] 原池公園体育館においては、同じ建物内に、堺市原池公園事務所が併設されている。そのため、光熱水費等については、指定管理者が一旦支払い、年度協定書で定められた負担割合に基づいて計算した金額を、後から指定管理者が市に請求している。 光熱水費のうち、電気使用料については、原池公園体育館全体の使用量に対する原池公園事務所の子メーター数値の割合で算定することとされている。 しかし、按分対象となる電気使用料について、電力会社から適用されている割引額を考慮せず、割引前の電気使用料によって算定していた。 年度協定書で定められた負担割合は実費負担を前提としたものであると考えられることから、実際に電気使用料として支払った金額に基づいて算定するようにされた。	御意見を受け、今後は、実際に支払った金額に基づき算定した費用を請求します。また、算出根拠として電気料金の明細書を提出します。 今後は、電気料金の明細書の提出を求め、指定管理者が実際に支払った金額を確認の上、請求された費用負担額を支払います。 なお、今期指定管理期間における過払い金額分については、令和6年2月7日に指定管理者からの還付を受けました。	指定管理者 原池公園事務所
---	---	-----------------------------

堺市監査委員公表第31号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良太
同	原	繭	子
同	澤	由	美

教 総 第 542 号
令 和 6 年 6 月 20 日

堺 市 監 査 委 員 様

堺 市 教 育 委 員 会
教 育 長 関 百 合 子

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、令和6年3月26日付け監査委員報告第29号堺市教育スポーツ振興事業団及び第32号堺市教育文化センターに係る監査結果に基づき、措置を講じましたので地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	公の施設の指定管理者監査 (堺市教育文化センター)	
監 査 実 施 期 間	令和5年11月1日 ～ 令和6年3月26日	
措置を講じた部局等	教育委員会事務局 教育センター 企画相談課 指定管理者：JTB コミュニケーションデザイングループ	
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課等
3 事業報告書等について (1) 事業報告書の収支実績報告において、以下のものがあった。 ア 駐車場料金の収入額について、収支実績報告では1,161万4,300円と記載しているが、その内訳を示す利用料金等収入に関する報告では1,162万7,800円となっていた。 イ 収支実績報告に記載の予算額について、年度事業計画書に記載する予算額と異なる金額を記載していた。	アについては、収支実績報告が、イについては、年度事業計画書が誤っていました。 御指摘を受け、該当箇所を修正し令和6年2月8日付けで市に提出しました。 現在は本社営業担当者と現場責任者（館長）の2名体制としておりますが、今後は本社部門にもう1名サブ担当者を配置し、3名のチェック体制へ強化し再発を防止します。 御指摘を受け、指定管理者に該当箇所を修正するよう指示し、令和6年2月8日付けで再提出を受けました。 今後は、御指摘の部分を含めた関連項目の突合作業を複数人で実施し、再発を防止します。	指定管理者 企画相談課
(2) 基本協定書では、指定管理者は、事業報告書に自主事業の実施・収支状況の報告として、実施事業ごとの収支結果等を記載することとされているところ、自主事業報告	御指摘を受け、記載漏れ及び記載誤りの該当箇所を修正し令和6年2月8日付けで市に提出しました。 現在は本社営業担当者と現	指定管理者

書・決算書において、以下の誤りがあった。 また、市は、指定管理者への確認を行っていなかった。 ・ 事業を実施しているにもかかわらず、収入・支出項目の全てに金額の記載のないものがあった。 ・ 積算内容欄に記載があるにもかかわらず、金額の記載のないものがあった。 ・ 金額を誤って記載しているものがあった。	場責任者（館長）の2名体制としておりますが、今後は本社部門にもう1名サブ担当者を配置し、3名のチェック体制へ強化し再発を防止します。 御指摘を受け、指定管理者に該当箇所を修正するよう指示し、令和6年2月8日付けで再提出を受けました。 今後は、事業内容をふまえた報告書となっているか内容をよく確認し、疑義があるものについては決算額の根拠となる資料を複数人で確認し、再発を防止します。	企画相談課
(3) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に利用料金等収入に関する報告として、施設全体の利用者数、料金区分、減免等の実績を記載することとされている。 しかし、市内の学校が学校教育活動として利用した場合などの減免の実績（件数・金額）を記載していなかった。	御指摘を受け、各減免件数及び金額を追記し、令和6年2月8日付けで市に提出しました。 今後は、基本協定書に基づく報告事項を再確認することで、事業報告書の記載事項に遺漏がないよう徹底し、再発を防止します。 御指摘を受け、指定管理者に各減免件数及び金額を追記するよう指示し、令和6年2月8日付けで提出を受けました。 今後は、基本協定書に照らし、事業報告書の記載事項に遺漏がないか確認し、再発を防止します。	指定管理者 企画相談課